

雲南地域第10期介護保険事業計画策定方針(案)

1 計画の趣旨(目的)

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12 年 4 月に発足した介護保険制度も四半世紀が経過しました。この間、介護サービスの基盤整備も進み、要介護状態になっても個人がその尊厳をもって自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者やその家族を支えるうえで欠かせない制度として定着してきました。

2025 年(令和 7 年)に団塊の世代の全員が 75 歳以上となり、さらに 2040 年(令和 22 年)には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上に到達し、全国的にはこれから高齢者人口がピークを迎えます。

一方、雲南圏域では、65 歳以上の人口は既に減少局面に入っていますが、75 歳以上の人口は 2030 年(令和 12 年)までは増加すると推計されます。要介護(要支援)認定者数は概ね横ばいで推移し、介護サービス需要は大きくは減少しない見込みです。

現役世代の減少が介護人材不足と介護サービスの縮小に拍車をかけることも懸念され、介護サービス等の基盤を地域において確保していく必要があります。

令和9年3月末に現在の「第9期介護保険事業計画」が終了することから、雲南地域における介護保険事業に係る基本的事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる体制づくりに向け、「第10期介護保険事業計画」の策定を行います。

2 計画期間

本計画は、令和9年度から令和11年度までの 3 年間を計画期間とします。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)」に即して策定する計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、雲南広域連合広域計画、構成市町が定めている「総合計画」「老人福祉計画」「地域福祉計画」及び「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」等の関連する計画との整合、調整を図ります。

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査での実態把握

高齢者の地域生活の課題や要支援・要介護認定者の在宅生活の状況把握を行い、計画策定に反映させます。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…令和8年1月実施
- ② 在宅介護実態調査…令和7年10月から令和8年1月実施
- ③ 介護サービス事業所アンケート調査…令和8年2月実施

(2) 構成市町担当課との協議検討

構成市町との連携を図る必要があることから、市町の担当課長や担当者、広域連合介護保険課で現状を踏まえた課題把握や今後の施策検討など協議を行い、計画の原案等を作成します。

(3) 雲南広域連合介護保険事業計画審議会の開催・審議

関係機関、関係団体、事業者、学識経験者等で組織された「雲南広域連合介護保険事業計画審議会」において審議を行います。

(4) パブリックコメントの実施

計画案策定後、パブリックコメントを実施し、住民意見の募集・反映を行います。

5 計画に記載する事項

(1) 国の基本指針に基づき定める事項(基本的記載事項)

- ① 日常生活圏域の設定
- ② 各年度における種類ごとの介護サービスの見込量 **及び2040年度を含む中長期的な推計**
- ③ 各年度における地域支援事業の見込量 **及び2040年度を含む中長期的な推計**
- ④ **2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取組むべき事項**
- ⑤ 自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標

※朱書…国の基本指針の改正点

(2) 国の基本指針に基づき定めるよう努める事項(任意記載事項)

認知症施策の推進ほか11項目

(3)国の基本指針に基づき記載を充実する事項

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化
- ③ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

※(1)(2)(3)を踏まえ、計画の構成や記載内容を検討し計画策定します。

〈参考〉9期計画の構成

第 1 章	計画の策定にあたって
第 2 章	雲南地域の現状と将来推計
第 3 章	計画の基本理念と基本目標
第 4 章	雲南市の現状と重点施策の展開
第 5 章	奥出雲町の現状と重点施策の展開
第 6 章	飯南町の現状と重点施策の展開
第 7 章	広域的に取り組む施策の展開
第 8 章	介護保険事業の費用の見込み
第 9 章	介護保険料と利用料について
第 10 章	計画の推進
第 11 章	介護保険事業の適正な運営

【日常生活圏域の設定】

日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるようにするための地域包括ケアシステムの単位となる圏域であり、雲南地域は構成市町単位を生活圏域として取り組みしています。

第10期計画においても、第9期計画と同様に、市町ごとに実施している介護予防事業、相談支援、生活支援コーディネーターの配置等の計画方針を市町毎に記述し、地域医療、住まい、生活支援、社会資源など市町の状況を一元的・総合的に捉える構成とします。

6 計画の策定スケジュール(予定)

R8年度	概 要
8月～	雲南広域連合介護保険事業計画審議会(計画策定の諮問、審議)
8月	雲南広域連合議会への説明(計画策定方針について)
10月	雲南広域連合議会への説明(計画策定の中間報告※議員研修の際)
12月	雲南広域連合議会への説明(計画素案について)
1月～	パブリックコメントの実施(計画案について)
2月	雲南広域連合介護保険事業計画審議会(計画策定の答申)
	雲南広域連合議会への説明(計画最終案について)
	雲南広域連合議会へ「介護保険条例の一部改正案」提出
3月	雲南地域第10期介護保険事業計画の決定

7 介護保険事業計画審議会の主な協議事項(予定)

	開催日	主な協議事項
第1回	8月6日	・計画策定について諮問 ・第10期計画策定方針について ・基礎調査の結果について ・雲南地域の介護保険の状況について
第2回	10月29日	・第9期計画の進捗状況・評価について ・第10期計画案について（具体的施策等）
第3回	12月10日	・第10期計画案について（介護サービス見込量等）
第4回	1月14日	・第10期計画案について（介護保険料等） ・パブリックコメントの実施 ・答申案の検討
第5回	2月4日	・第10期計画最終案について ・計画策定について答申

※今後の審議の進捗状況等により変更になる場合があります。